

令和7年度 財政的援助団体等監査実施結果の概要

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和7年度における財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

第1 令和7年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（出資団体）
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（公の施設管理団体）

2 監査実施団体 24団体

(1) 出資団体（14団体）

ア 出資比率1/2以上の団体 …………… 11団体

公益財団法人 長田ふるさと財団
公益財団法人 やまなし文化学習協会
公立大学法人 山梨県立大学
公益財団法人 山梨県国際交流協会
地方独立行政法人 山梨県立病院機構
公益財団法人 やまなみ文化基金
公益財団法人 山梨県スポーツ協会
公益財団法人 山梨県農業振興公社
公益財団法人 山梨県子牛育成協会
山梨県土地開発公社
山梨県道路公社

イ 出資比率1/4以上1/2未満の団体 …………… 3団体

公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団
公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター
公益財団法人 山梨県青少年協会

(2) 補助金等交付団体…………… 2団体

富士急バス 株式会社【山梨県バス運行対策費補助金】
学校法人 看護学園【山梨県看護師養成所運営費補助金、甲府看護専門学校運営費補助金】

(3) 公の施設管理団体 …………… 8団体

一般財団法人 山梨県消防協会【防災安全センター】
山梨県造園建設業協同組合【武田の杜保健休養林】

公益財団法人 キープ協会【八ヶ岳自然ふれあいセンター】
 P I C A ・富士山クラブ・ピークエイドコンソーシアム【富士山世界遺産センター】
 富士観光開発 株式会社【富士北麓駐車場】
 芸術の森みらいデザイン【美術館、文学館、芸術の森公園】
 アメニス山梨（桂川）グループ【桂川ウェルネスパーク】
 株式会社 桔梗屋【丘の公園】

3 監査対象期間

令和6年度

4 監査実施期間

令和7年9月19日～令和8年2月5日

5 監査結果区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

()は昨年度

・指摘事項のあった団体	0団体	(1団体)
件数	0件	(1件)
・指導事項のあった団体	10団体	(10団体)
件数	19件	(26件)
・注意事項のあった団体	10団体	(9団体)
件数	22件	(12件)
計	41件	(39件)

※指摘事項、指導事項及び注意事項がなかった団体・・・ 9団体(11団体)

7 指摘事項等の概要

- 指摘事項 なし
- 指導事項(10団体、19件)
 - ・財務諸表等に係る不備 4件
 - ・協定書等に定める事務処理が行われていないものや不備があるもの 3件 等
- 注意事項(10団体、22件)
 - ・長期未収金 6件
 - ・財務諸表等に係る軽易な不備 3件 等

第2 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査結果に関する報告に添えて提出する意見は次のとおりである。

今回の監査において、会計処理の誤りにより財務諸表等が正しく作成されていないものや指定管理施設の管理運営業務仕様書等に定められたとおりに事務処理が行われていないものなどが見受けられたため、各団体においては、再発防止に向け、事務処理の更なる適正化に努められたい。

団体の所管課においては、団体に対し、今回の指導事項及び注意事項について改善を促し、その取組の実施状況を的確に把握するとともに、他の団体の監査結果を参考に、事務処理の更なる適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。